

役員退職金規程を廃止する規程

平成25年3月31日制定

役員退職金規程を廃止する。

附則

第1条 この規程は、平成25年4月1日より適用する。

第2条 この規程の適用の前日において現に存在する常勤役員については、なお従前の例による。この場合、廃止された役員退職金規程第3条及び第4条の適用にあつては、在職期間は平成25年3月31日までとする。また同第7条の適用にあつては、当該常勤役員の実際の退職の日をもって支給事由の発生した日とする。

(旧) 役員退職金規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際超電導産業技術研究センター（以下「センター」という。）の常勤役員の退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給基準)

第 2 条 センターは、常勤役員が退任したときは、退職金を支給する。ただし、常勤役員が定款第 30 条第 1 項第 1 号の規定により解任されたときは、退職金を支給しない。

2 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任命されたときは、引き続き在任したものとみなし、その者の退職金は支給しない。

(退職金の額)

第 3 条 常勤役員に対する退職金の額は、退職時におけるその者の本俸月額、在職月数等を勘案して理事長が理事会の承認を得て定める。その算定基準は、別表の通りとする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算し、暦に従って計算する。

2 前項の規定により計算した在職期間に 1 月に満たない端数が生じたときは、1 月とする。

(退職金の支給対象)

第 5 条 退職金は、退任した当該常勤役員（その者が死亡により退職したときは、その者の遺族）に対して、支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までの規定を準用する。

(遺族の受給資格証明)

第 6 条 遺族が退職金の支給を受け取るときは、住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職金の支払)

第 7 条 退職金は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 月以内に支払う。

(端数の処理)

第 8 条 退職金の計算の結果 100 円未満の端数を生じたときは、100 円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成 24 年 4 月 1 日）

(別表) 役員退職金の算定基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 常勤役員の退職金の算定の基礎になる本俸月額は、年間報酬額の 17 分の 1 とする。2 退職金の額は、常勤役員としての在職期間 1 月につき、前項より算出された本俸月額に 100 分の 28 を乗じた額とする。 |
|--|